

（青少年健全育成推進地区）

**第7条** 知事は、住民が自ら積極的に青少年の健全な育成に関する活動を推進し、又は推進しようとする地域を青少年健全育成推進地区として指定することができる。

2 知事は、青少年健全育成推進地区における青少年の健全な育成のための活動に対し、助言、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（推奨）

**第8条** 知事は、青少年の健全な育成を図る上で特にすぐれている映画、演劇、書籍等を推奨することができる。

（有害図書類の販売等の制限）

**第13条** 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

（1）著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

（2）著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

（3）著しく青少年の自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 次に掲げるものは、青少年に有害な図書類（前項の規定により指定された有害な図書類を除く。）とする。

（1）前項第1号の規定に該当する写真又は図画で全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為のうち知事が宮崎県青少年健全育成審議会の意見を聴いて規則で定める内容を有するもの

（2）前項第1号の規定に該当する書籍、雑誌又は文書で前号に該当する写真又は図画を掲載する紙面が総紙面の3分の1以上を占めるもの

（3）前項第1号の規定に該当するビデオテープ等で第1号に規定する内容を有する場面を収録する時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面が総場面の3分の1以上を占めるもの

（4）図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事の指定を受けたものが審査し、前項各号のいずれかに該当するとして、青少年に閲覧させ、又は視聴させることが不相当であると認めた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

3 図書類取扱業者は、青少年に、第1項の規定により指定された図書類又は前項の規定に該当す

る図書類（以下「有害図書類」という。）を販売し、頒布し、貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させてはならない。

- 4 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、当該図書類を屋内の監視できる場所に置き、かつ、規則で定める方法により他の図書類と区分して、容易に青少年の目に触れないような措置を講じ、及びその場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。
- 5 知事は、第2項第4号の規定により団体を指定したときは、その旨及び同号に規定する当該団体が定める方法を告示しなければならない。

（有害興行の観覧の制限）

**第14条** 知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 興行者は、前項の規定により指定された興行（以下「有害興行」という。）を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行者は、有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該興行が有害興行に指定された旨及び青少年の観覧を禁止する旨の掲示をしなければならない。

（有害広告物に対する措置）

**第15条** 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第13条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去、内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

（有害がん具類及び有害刃物類の販売の制限）

**第16条** 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
  - (2) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 2 前項第1号の規定に該当するがん具類（同項の規定により指定された有害ながん具類を除く。）のうち次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類とする。
    - (1) 下着の形状をした物品
    - (2) 使用済みの下着（これと誤認される表示がなされ、又は形態であるものを含む。）
    - (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を

有するもの

3 知事は、刃物類の形状、構造又は機能が第1項第2号に該当すると認めるときは、当該刃物類を青少年に有害な刃物類として指定することができる。

4 がん具類の販売を業とする者は第1項の規定により指定されたがん具類又は第2項の規定に該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を、刃物類の販売を業とする者は前項の規定により指定された刃物類を、それぞれ青少年に販売してはならない。

（有害図書類等の指定の取消し）

**第23条** 知事は、第13条第1項、第14条第1項又は第16条第1項若しくは第3項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

## 第5章 宮崎県青少年健全育成審議会

（設置）

**第25条** 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、宮崎県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- （1） 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項
- （2） 第7条第1項の規定による指定
- （3） 第8条の規定による推奨
- （4） 第13条第1項、第14条第1項並びに第16条第1項及び第3項の規定による指定
- （5） 第13条第2項第4号の規定による団体の指定
- （6） 第15条の規定による命令
- （7） 第23条の規定による指定の取消し

2 知事は、前項第4号から第7号までに掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

（組織等）

**第26条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

- 5 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 8 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 9 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 10 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 12 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 13 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 14 第5項から第10項までの規定は、部会に準用する。